

## 消 防 相 互 応 援 協 定

消防組織法第39条の規定に基づき、火災その他の災害が発生したとき、協定市町相互間の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止し安寧秩序を保持するため、神奈川県下18市7町で協定を締結している。

### 1 通常応援出場区域

|              |                  |
|--------------|------------------|
| 逗 子 市        | 横 須 賀 市          |
| 桜山、山の根、沼間、池子 | 船越町、田浦町2～6丁目、港が丘 |

|             |   |
|-------------|---|
| 逗 子 市       | 鎌 倉 市                                   |
| 逗子、久木、新宿、小坪 | 材木座四・六丁目、大町五・七丁目、<br>浄明寺、十二所(県道金沢鎌倉線以南) |

|          |              |
|----------|--------------|
| 逗 子 市    | 葉 山 町        |
| 桜山、逗子、沼間 | 下山口、一色、堀内、長柄 |

※ 平成25年4月19日から消防相互応援協定市町村を、「18市7町1組合」から「18市7町」とする。

### 2 自動車専用道路受持区域

|  |  |
|--|--|
| 逗 子 市  | 横 浜 市  |
| 横浜・横須賀道路のうち、逗子インターチェンジから朝比奈インターチェンジまでの区間の上り線 | 横浜・横須賀道路のうち、朝比奈インターチェンジから逗子インターチェンジまでの区間の下り線 |

|  |  |
|--|--|
| 逗 子 市  | 横 須 賀 市                                      |
| 横浜・横須賀道路のうち、逗子インターチェンジから横須賀インターチェンジまでの区間の下り線 | 横浜・横須賀道路のうち、横須賀インターチェンジから逗子インターチェンジまでの区間の上り線 |

